

南阿蘇村農業みらい公社経営改善支援業務委託仕様書

1. 委託事業名

令和8年度 南阿蘇村農業みらい公社経営改善支援業務

2. 業務の目的

本業務は、南阿蘇村（以下「本村」という。）における農業・地域産業振興の取組の一環として、南阿蘇村農業みらい公社（以下「公社」という。）が担う自社商品生産・開発、販売促進及び経営改善に係る取組を一体的に支援することにより、公社において個別対応や試行錯誤に費やされているノンコア業務の負担を軽減し、中長期的な戦略立案・実行等のコア業務にかかる時間と体制を確保することで、公社の経営基盤強化と本村における農業所得・地域ブランド価値の向上につなげていくことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 稼働開始予定日

令和8年4月1日（予定）

5. 業務の範囲と内容

本業務は、次に掲げる3つの柱により構成するものとする。

具体的な実施方法・体制・スケジュール・ツール等は、提案者の提案内容を踏まえ、公社及び本村と協議のうえ決定すること。

（1） 自社商品生産・開発支援

公社および村内生産者の取組を踏まえ、自社商品の生産・開発に向けた土台づくりを行う。

- ・ 公社および村内生産者が関わる農産物及び加工の現状整理
- ・ 公社が主体となって取り組む自社商品生産・加工に関する基本的な方針及び計画の整理
- ・ 試作・小規模な販売テスト等の実証的な取組の企画・実施に向けた検討
- ・ 原料供給・生産者参画の枠組みの検討

※上記の整理にあたっては、必要に応じて、農業・加工・人材育成等に関する国内のネットワークや関連組織を活用した取組を提案してよいものとする。

（2） 自社商品・仕入れ商品の販売促進

公社の自社商品および仕入れ商品の販売体制を整理し、強化の方向性を示す。

- ・ 主要な販売チャネル及び市場環境について現状の整理
- ・ 商品ラインナップ・価格帯・見せ方等に関する基本方針の整理
- ・ 販売促進の基本的な考え方および年間イメージの提示
- ・ 販売状況の把握と、次年度以降の改善に向けた提案

※有機農産物等の高付加価値商品については、専門性の高い流通ネットワークを活用した展

開可能性についても整理し、設計すること。

(3) 会社の経営改善に資する取組

会社の経営・組織運営について、現状の整理と今後の方向性を示す。

- ・会社の現状整理・課題把握（組織体制、主な事業、収支の概要等）
- ・事業全体の方向性・重点分野の整理
- ・業務運営・人員配置・関係者との連携の在り方に関する検討
- ・経営管理・モニタリングの枠組み（定期的な振り返りの仕組み等）の提案

※必要に応じて、スマート農業・ICTの活用、国の実証事業等との連携を通じて、低コスト化・高品質化を図る方策についても検討すること。

6. 業務の再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に村の承認を得なければならない。
- (2) 前項の承認があった場合でも、受託者は再委託先の行為について自ら行ったもの同一の責任を負う。

7. 守秘義務

本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務完了後も同様とする。

8. 業務実施に係る留意事項

- (1) 本業務の成果物について、受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに南阿蘇村に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、南阿蘇村及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、南阿蘇村と協議すること。
- (3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て受託者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続を行うこと。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

9. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、随時南阿蘇村と協議するものとする。
- (2) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、本村又は第三者に損害を与えた場合、受託事業者がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、本村と協議すること